

日本泌尿器科学会 専門医認定試験委員会規則

制定 2000年6月7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会専門医認定試験委員会（以下「委員会」という）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会専門医制度審議会（以下「審議会」という）のもとに、専門医認定試験に関する諸問題を担当する。

(活動)

第3条前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 専門医認定試験の試験問題を、専門領域委員会、教育委員会の設ける部会と協力して作成する。
- (2) 専門医認定試験を実施し、その合否を判定する。
- (3) その他、理事会、審議会あるいは委員会が必要と認めた事項

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、筆答試験部会ならびに口答試験部会からなり、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし、複数の審議会委員を含むものとする）
- (2) その他、審議会あるいは委員会が必要と認める者

(部会委員の選任)

第5条 部会委員は、日本泌尿器科学会 専門領域部会長が推薦し、専門医制度審議会、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(部会委員の任期)

第6条 部会委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長および副部会長)

第7条 筆答試験部会ならびに口答試験部会に、部会長を置く。部会長は、原則として審議会委員であることとし、審議会委員長が理事長と合議のうえ推薦し、審議会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長は、各部会における審議決定事項を審議会及び理事会に報告する。
- 4 各部会に、部会長の指名により、副部会長を置くことができる。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(各部の開催、議決)

第8条 各部の開催は、各部会委員の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 各部分が必要と認めるときは、会議に専門医制度審議会委員長をはじめとし、委員以外の必要とする者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 理事長は必要であれば各部分に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、各部分及び審議会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、2010年3月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2017年3月31日から施行する。

- 1 規則書式変更に伴う修正。
- 2 委員会名称の変更
- 3 第5条 部会委員の選任方法変更
- 4 第7条 (口答試験部会委員の任期) 削除
- 5 第7条 部長の選任方法についての記載変更
- 6 第8条 各部分の開催の委員定数の変更(過半数→3分の2)。